

## 平成30年度 第4回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

### 1 日 時

平成31年1月25日（金曜日） 午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場 所

尼崎市教育・障害福祉センター3階 教育委員会室

### 3 出欠状況（順不同）

- (1) 出席委員 9名
- (2) 欠席委員 3名
- (3) 出席職員 社会教育部長以下10名  
ひと咲きまち咲き担当局 ひと咲き施策推進課長  
市民協働局 地区施設特命担当係長

### 4 会議成立の報告

定数12名中9名が出席し、会議が成立している旨を事務局より報告した。また、前回の会議で協議いただいた尼崎市生涯学習審議会を設置について、12月の議会で原案通り可決されたことを報告した。

### 5 会議内容

#### 協議事項

#### (1) 地域振興体制の再構築の取組について

- ・尼崎市立生涯学習プラザの運営について

【ひと咲き施策推進課長より説明】

#### 【質問事項】

委員：生涯学習プラザの理念や考え方の土台となる部分を説明いただいたが、実際にはどうなるのか。武庫地区は、地域振興体制の再構築のモデル地区としてスタートが早く、指定管理者・行政・地域がどのように関わるのかが気になっている。資料では、地域と行政がより積極的に事業企画を行い、協力していこうということがわかる。武庫地区の場合は、コミュニティルームも同じ建物の中にあり、様々な事業を行っているが、全ての生涯学習プラザにおいて指定管理者制度が導入され運営するときに、民間事業者の力はまちづくりと学習の拠点という部分にどう活かされるのか。

ひと咲き施策推進課長：指定管理者については、基本的に施設の管理を中心をお願いする。

プラザでの事業の企画や展開は職員が市民の方々と一緒に行っていくと考えている。指定管理者の選定においては、自主事業を重視してはいないが、施設の管理だけをすれば良いのではなく、生涯学習プラザの役割を指定管理者に理解していただき、連携できるところはしていきたい。

委員：行政が思い描いているのは、行政が地域に出て市民と協力して職員を育て、指定管理者が施設の管理を行うというものであると思うが、指定管理者制度は施設の管理のみではない。指定管理者が、市民や市内の事業者であることも考えられることから、指定管理者が事業を企画する必要はなくても、会議に参加してもらう必要はあるのではないか。地域づくりを市民と行政が、より強力に力を合わせて行うという動きを指定管理者に理解してもらわなければならない。行政が指導するのではなく、市民と協力して行く中で、会議体の中に事務局の一人として参加することで、変わってくると思う。全館事業もあると思うので、指定管理者は、なんらかの形で関わりが出てくる。会議以外にも、市民と行政が力を合わせるところに指定管理者も、なんらかの形で関わってほしい。直営から指定管理になり、施設の管理だけを行うと決まった時に、事業に対して行政が責任を果たすことは大切なことと思う反面、指定管理者制度は骨抜き状態になったように思えた。事業企画を行うか行わないかではなく、人との関係を切り分けず、市民と行政が行おうとしているところに指定管理者は最初から入るべきではないか。

委員：生涯学習プラザの指定管理者の選定委員会においても同じ意見があり、また、施設と一体となって話をすることや、公民館は学校に行けない子どもが来る場所でもあるから、子どもたちに対するサポートもきちんとすることをお願いしたいという意見もあった。選定委員会における意見の反映や、引継ぎをしっかりとしてほしい。指定管理者からも、「一緒に会議をしたい、市にどういう意向があるかを踏まえ、施設を運営していくかを考えていきたい」という意見も出ていた。

委員：地域性があり、関わっている方も色々な繋がりがある。指定管理者の中には市内在住者だけでないため、何のために事業を行っているのかを会議等で共有し理解していただくことが大切である。

委員：生涯学習プラザの指定管理者の選定委員会において、自主事業に力を入れている応募者もいた。不登校の子どもたちが来館して本を読んだりしている時に、指定管理者として、どのような受け答えや接し方をするのかと質問をした。「きちんと話をして学校との連携も図り、学校へ通えるように道筋をつける」と回答している応募者があった。「学校へ行くだけが良いというわけではなく、施設で過ごす時間も必要だ。」という気持ちも持ってほしいと思い、カウンセラーの研修を受ける事も考えてほしいと伝えた。「施設の管理、窓口対応、収益を上げる」ということを目的とすると、排除される子どもたちが出てくるということも伝えた。指定管理者は施設の管理だけではなく、一緒に事業企画の会議体にも入り、行政と市民がどのような話をしているかを知っておいてほしい。

委員：この生涯学習プラザについて制度を検討・築き上げてきた職員は思い入れがあると思うが、行政には人事異動がある。数年後にこの趣旨は何だったのかということにならな

いようをお願いしたい。

・生涯学習プラザの利用方法について

【地区施設特命担当係長より説明】

【質問事項】

委員：様々な心配事に対して意見を述べてきたところであるが、意見を踏まえていただいて、資料上はトラブルが起こらないように一生懸命考えていただいた内容だと思う。

委員：利用当日に部屋が空いていたら利用可能で、その日に支払いもできるということだが、夜間や祝日利用であっても利用可能であるということは、現金収受する人について決まりはあるか、また、誰が収受してもよいのか。

中央公民館長：指定管理者の業務仕様に現金収受も入っているため、収受者に資格が必要ななどの決まりはない。利用区分は、現在の朝・昼・晩と変わらないため、21 時閉館で 20 時から利用する場合でも、一区分の使用料をお支払いいただくことになる。

委員：留意事項の中に「飲酒を含む場合、別途必要な措置を講じる」とあるが、どのような措置をとるのか。

中央公民館長：学習スペースと貸室があり、過度な配慮をする必要はないと思っているが、飲酒した人が学習スペースで寝てしまうなどのトラブルがないように、部屋を利用する主催者には事前をお願いする。生涯学習プラザのルールはある程度決まっているが、今後の使用について、本当に決めてもらうのは利用する市民であり、常識やモラルを逸脱しているのではないかという事を市民に判断していただけるような施設の風土になってほしい。現在の公民館にもそのような風土がある施設もある。しかし、心配を払拭するために、飲酒を伴う会合を実施される場合は、公序良俗に反しないことを理解いただき、飲食スペースに限る、出口に近い部屋を利用いただくなどの配慮を考えている。

委員：現在の中央公民館では、会議で使用していると、他の部屋から太鼓や笛の音などが聞こえてくる。そのような事は今までとあまり変わらないのか。

中央公民館長：現在の中央公民館では、音を出すグループは他の音を出すグループの部屋の近くに、語学のグループとの部屋を離すなどの配慮を窓口等で行っている。新築の施設については、図面上の配置しかわからないが、このような配慮も指定管理者に引き継ぎ、施設の管理をお願いしトラブルなどがないようにしたい。

委員：昨年 9 月に台風が横断した次の日に、園田公民館で会議をするために来館したら、施設に居ることも認められない状態だった。図書コーナーや学習コーナーもあるが、その部分への立ち入りもできなかった。緊急時は、事務室の隅でも良いので場所を提供してほしいという意見があった。

中央公民館長：昨年 9 月の台風の時は、中央・武庫・園田公民館は停電が発生し、市民の方が入館していただくことができない状態であった。中央公民館は早く復旧したため、すぐに受け入れることができたが、武庫・園田公民館については二日間停電し、夏場とい

うこともあったため、他の地区会館などをご案内した。

委員：とても遠方から会議のために来館していた方がおり、事務室の端でも良いので提供してほしかった。一市民に優しい館であってほしい。

中央公民館長：非常電源もあるが、停電してから2〜3時間程しかもたない。生涯学習プラザに変わると、今後防災体制の見直しもされ、段階的に避難所に指定されていくと聞いている。停電により強くなる可能性もあるので、今回いただいたご意見を真摯に受け止めたい。

委員：取り決めがあり難しい面もあると思うが、柔軟な対応も考えてほしい。

委員：営利目的での利用について、具体例として株式会社や有限会社などの事業の形態が挙がっている。現在もこの流れで減免などを決めていると思うが、銀行や信用金庫・株式会社などでもボランティア的な活動を行っている企業が増えている中、ボランティア活動について話し合うために使う場合は減免対象とするのか。法人で判断するか、使用内容で判断するかは難しいところだが、現在のところはどのように考えているのか。

地区施設特命担当係長：団体で分類させていただくが、その後は活動内容を見て営利目的か、そうでないかについても判断したい。

委員：生涯学習プラザは生涯に渡る学びの場となるので、青少年の利用については、現在の資料だけではイメージができないが、各施設が子どもたちの居場所になっていくとの方針は示されている。登録グループの構成員は成人を指すのか。子どもたちだけのグループとして子ども会活動や高校生のクラブ活動として利用することができるのか。

地区施設特命担当係長：詳細は、これから検討していく部分であるが、施設を利用するにあたって、例えば小学生だけの利用は難しいと考えているため、利用の際には保護者や責任のある方が同席してもらうなどの必要がある。グループ登録については、子どもだけでの登録が全く駄目だとは考えていないが、子どもだけで利用する場合はプロセスが必要と考えている。また、高校生などのグループもあるので、年齢基準も必要である。

委員：子ども会は、指導者などの成人の代表がいると思うが、中学生、高校生、大学生のグループは成人ではない代表者もいるが良いのか。代表者でなくても責任者、部活動の顧問にあたるような成人が必要なのかなどの、子どもが使えるようなルールを作り、12施設ある生涯学習プラザが、児童館のように使えるようになってほしい。特に高校生ぐらいが使える方がよいと思う。

中央公民館長：大学生が登録しているグループはたくさんある。年齢の幅を考えた時に、センシティブな問題があり、学習室の夏休みの利用は高校生までと限定している。大人の方との接し方について、公民館職員が気をつけているが、学習室を開放している場合に、大人が子どもにちょっかいを出すといった事例が発生したことがある。全ての年齢の方に施設を使っていたらいいと考えているため、ルールを検討していきたい。

委員：防災に関してだが、12施設に備蓄品等はあるのか。

中央公民館長：大庄北と武庫西生涯学習プラザは、既に防災機能はある。既存の公民館、地区会館から生涯学習プラザとなる施設については防災機能が整っていないため、備蓄品はない。今後、生涯学習プラザでこのような機能も果たすようになってくれば、一時的に避

難できるようにする必要もあるため、防災担当の部局と検討していく必要がある。

## (2)平成31年度主要事業について

【社会教育課長より資料全体について説明の後、各課より事業の概要を説明】

### 【質問事項】

委員：地域を支える新たな体制づくりの中で地域担当職員を41小学校の校区ごとに1人配置するが、1人で進めるわけではないと思う。ここに社会福祉協議会の職員や、地域学校協働活動推進員と一緒に意見交換などの会議や、そのための会議体の立ち上げなどもするのか。

ひと咲き施策推進課長：各地区に応じて必要があれば立ち上げることもあるかもしれないが、どちらかといえば、既存の会議や人との関係をより強めるところから始めていきたい。武庫地区では体制を充実させて先行して取り組んでいるが、新しい会議体は作らず、地域福祉会議や地域学校協働本部の会議に出向くことなどにより関係を作っていく。

委員：体制や思いがバラバラにならないか心配している。共通認識を持っておかなければならない中で、例えばPTA会長や町会長を含めて共通認識があった方が良いのではないか。地域との関係がおかしくならないか懸念している。

委員：尼崎城の関係でも様々な会議に出席するが、船頭が多くてバラバラになりかねないような可能性もある。バラバラにならないようにという思いもあるが、一緒に足並みをそろえてできるかという難しい。地域のコーディネーター役の人が上手く取り組んでいく必要がある。

委員：公民館には公民館グループの連絡会議があった。武庫支所の方ではコミュニティルーム運営委員会という協議体として事業を行っている。その組織と旧来からの地縁団体がある中で、武庫地区であれば行政が繋ぎ、一緒に実施するなどして運営をしてきた。新しく名前も変わり、役所の組織も変わった時に、市民としては今までとどう違うのか混乱がある。一番大事なことは、市民が今まで実施していることや、今後実施することを行政が失くさないようにしてほしい。一緒に事業を行うので、その事自体を成果として上げるのは良いが、気が付いたら行政がイニシアティブを取りたくなくなってしまうのではないか。市民はボランティアで行っており、自分たちの生活に関わることなので、ずっと自分たちの意欲で関わっていききたい。センシティブな部分なので大事にしてほしい。10年以上自立する市民グループとして活動してきた団体がある中で、行政組織が変わったからこうしてくださいというのは本末転倒になりかねないことを意識してもらいたい。

中央公民館長：公民館グループ連絡会は、今も存在しているのは武庫地区だけである。それ以外の地区は、公民館まつり実行委員会のような形で残っている。これも意欲的、自主的な活動であり、どれも否定するものではなく、どういう形で続けていくかはそれぞれのグループと相談し、進めていく。

委員：支所のコミュニティルームはどの地区にもあるのか。その協議体は動いているのか。

ひと咲き施策推進課長：コミュニティルームは、全地区にあるが、地域によって活動に差がある。先程の話はとても大事な話だと思っている。行政の各部署としては、担当する施策を推進しようという意思がどうしても前にでてくるが、社会教育は「地域の方が思うことに対して、いかに寄り添っていくか」という部分が大切であるため、方針にも位置付け、組織が理解できるようにしたい。一方で、各部署が施策を推進する上では、新たな地域振興センターの職員が両方の話を聞きながら一緒に取り組んでいけるところを見つけていく工夫は必要と考えている。

委員：特色ある地域活動推進事業の中の実施内容の部分に、人的な支援や経済的な支援という位置づけになっているが、「地域予算があり、学びや交流の場づくり等に取り組むにあたり」という表記がある。これは、市民発意の補助金的なものになるのか。あるいは、地域の担当職員が様々な現状を市民と相談しながら企画し、予算が付くという形になるのか。

ひと咲き施策推進課長：地域の担当職員が様々な現状を市民と相談しながら、必要な場づくりなどに予算を執行していく形を想定している。補助金的なものについては、あまがさきチャレンジまちづくり事業の補助金が各地区にあるので、引き続きそれを活用していく。

### (3)平成31年度以降の社会教育委員会議について

社会教育課長：生涯学習審議会の設置は決定したが、具体的な審議内容、進め方については詳細が未定のため、生涯学習審議会と社会教育委員会議の役割分担については今後の動向を見て整理を行うこととなっている。

平成31年度の社会教育委員会議で協議する事項としては、「尼崎市教育振興基本計画」の策定にあたり、社会教育に関する事項についてご意見をいただくことを予定している。新たに策定する「尼崎市教育振興基本計画」は、「国の教育振興基本計画」と、「尼崎市総合計画の後期計画」を踏まえて、教育委員会オリジナルのものを策定する予定である。10月に計画素案を完成させる方向で検討中と聞いているが、計画策定の方針等の詳細が決まり次第報告をさせていただく。この案件については、3回程度の協議になると考えている。この他、社会教育部各所管課の事業等については、適宜報告を行う。また、生涯学習プラザにおいて地域の社会教育活動が振興される中で、社会教育関係団体の登録の在り方についても検討していく。

委員：市長部局、社会教育部の各課には、本日の各委員からの意見を持ち帰り、反映できるものについては検討いただきたい。来年度は、教育振興基本計画のほか、各課においても計画の策定作業があり、教育委員会は多忙になることが予想される。社会教育委員会議においても、各課から適宜進捗状況の報告をいただいたうえで協議となるため、今年度より密度の濃い協議となると思う。上半期に協議事項が集中すると思うので、委員の皆様におかれましては日程調整や会議の運営に協力をお願いしたい。

### 3 その他

社会教育課：第61回全国社会教育研究大会兵庫大会が平成31年10月23日から25日までの3日間で開催されることが決定している。本年度の阪神南地区社会教育委員協議会の事務局より、阪神南地区の3市（尼崎市・西宮市・芦屋市）で24名の参加依頼が来ている。委員の皆様には日程調整のうえ、ご参加いただきますようお願いしたい。詳細については、決まり次第お知らせする。

以 上